

一般社団法人 日本アレルギー学会
海外研究留学助成金細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「本学会」という。）海外研究留学助成金規程第3条の規定に基づき、若い優れたアレルギー専攻臨床医・研究者の海外研究留学を推進し、日本のアレルギー学及びアレルギー疾患診療の進歩を図ることを目的とし、一般社団法人日本アレルギー学会海外研究留学助成金（以下、「本助成金」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(応募対象研究留学分野)

第2条 アレルギー・臨床免疫学領域とする。

(応募者の資格)

第3条 応募にあたっては次の各号を全て満たすことを条件とする。

- (1) 本学会の正会員（会員歴3年以上）であること
- (2) 一定の研究業績を有する有能な研究者で、将来の発展を期待しうる者
- (3) 申請時に40歳未満であること
- (4) 当該留学に際し、他の団体、機関等から総額200万円を超える奨学金を重複して受けていないこと

(助成金額)

第4条 1名あたり100万円とする。

(応募方法)

第5条 応募者は、次の各号の書類を提出する。所定の応募用紙は学会事務局に請求する。

- (1) 申請書（氏名、所属、略歴、他の助成金への申請の有無、留学中の年間収入等）
- (2) 業績目録（原著論文及び学術大会発表）
- (3) 留学先での研究テーマと研究概要（1000字以内）
- (4) 所属長による推薦状
- (5) 留学施設の受入承諾又は申請中であることを証するもの

(選考委員会)

第6条 本助成金の受賞候補者は、学術賞選考委員会が選考する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者数は原則として4名以内とする。

- 2 受賞者は理事会にて決定される。
- 3 受賞者への通知の他、社員総会において発表する。

(交付の条件)

- 第8条 受賞者は、原則として、海外のアレルギー学等研究診療機関に1年以上滞在して研究するものとする。
- 2 受賞者は、交付決定後1年以内に渡航するものとする。
 - 3 受賞者は、帰国後3か月以内に研究留学成果報告書を提出する。
 - 4 受賞者が留学中の研究成果を発表する場合、本助成金の助成による旨を書き添えるものとする。

(取消)

- 第9条 第3条第4号又は第8条第2項に抵触する場合は、本助成金の受領資格を取消すものとする。

(助成金)

- 第10条 本助成金は、第25回日本アレルギー学会春季臨床大会余剰金より拋出し、海外研究留学助成金預金として管理する。預金の執行については別に定める。

(補則)

- 第11条 この細則に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は別に定める。

(細則の変更)

- 第12条 この細則の変更は、理事会の承認を要する。

附則

- この細則は、平成26年3月24日から施行する。